公　告

下記の建設工事について次のとおり一般競争入札を行うので、鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）第2条の規定に基づき公告する。

令和8年11月5日

鹿屋市下水道事業
鹿屋市長　　郷原　拓男

記

工　事　発　注　表	
工事番号	鹿下第　225　号
発注工事種別	土木一式工事
工事名	雨水管渠建設（補助）工事（王子第3R8-1工区）
工事場所	鹿屋市　札元1丁目
入札方法	電子による入札
工事概要	自走式土留掘進工（開削シールド工法）　L=44.65m 排水工（ボックスカルバート□1000×900）　L=13.70m 排水工（ボックスカルバート□800×800）　L=30.95m （週休2日工事（現場閉所型））
工期	令和8年11月26日～令和9年3月24日　　119日間　※注（12）
入札予定価格（税込み価格）	かごしま県市町村電子入札システム」にて公表（事後公表）
最低制限価格設定の有無	有　※「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を基に設定 **（令和6年4月1日運用改定）**
工事費内訳書の提出の要・不要	要　　※注（2）
発注区分・条件	以下の条件を満たしていること。 （1）鹿屋市建設工事等競争入札参加資格を有し、本市格付の土木一式工事「A級」に登録されているもの （2）本工事の落札者は、「雨水管渠建設（単独）工事（王子第3R8-3工区）」は落札できないものとする。開札順番は「雨水管渠建設（補助）工事（王子第3R8-1工区）→雨水管渠建設（単独）工事（王子第3R8-3工区）」とする。
入札保証	不要
契約保証	要
前金払いの有無	有
閲覧設計図書等	かごしま県市町村電子入札システム　ポータルサイトよりダウンロードしてください。
入札参加申込期限	令和8年11月10日（火）正午まで　※注（3）
入札参加申込先	かごしま県市町村電子入札システム
入札参加確認通知書送付期限	令和8年11月11日（水）午後5時まで
質問受付期間	令和8年11月6日（金）～令和8年11月12日（木）午後5時まで
質問受付場所	鹿屋市総務部財政課契約検査室　　FAX　0994－41－3081
質問回答期限	令和8年11月13日（金）午後5時まで　（＊随時回答しますが、最終回答期限を示しています。）
質問回答場所	鹿屋市ホームページに掲載することにより回答。
入札書受付期間	令和8年11月16日（月）午前8時30分から令和8年11月18日（水）午後5時まで　　※注（6）
開札日時	令和8年11月19日（木）午後1時30分から

開札場所	鹿屋市役所　本庁　4階　401会議室
入札参加添付書類	・入札参加申込書（第1号様式） ・現在施工中件名等通知書（第2号様式）
参加資格に関する事項	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、鹿屋市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されているもの (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合するもの (5) 当該工事に建設業法第19条の2の規定による現場代理人及び同法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。　※注（5） (6) 公告から入札時までの期間において、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第13号）の規定に基づく指名停止を受けていない者 (7) 鹿屋市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者　※注（7） (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が健全な者 (9) 会社更生法に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (10) その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者
入札の無効に関する事項	(1) 入札に参加する資格がない者が入札したもの (2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの (3) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札 (4) 紙入札参加承認後、紙入札書及び電子入札システムによる入札書の双方を提出した場合 (5) 系列関係にある複数の者が入札したもの (6) 当該工事に配置予定の現場代理人又は主任技術者について、他工事と兼務させることを希望する場合において、入札参加申込後から開札日の前日までの間に、その兼務について双方の発注者の承諾が得られない場合 (7) その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの
注意事項（※）	(1) 入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。 (2) 入札書を提出する際に、工事費内訳書（入札書添付用）（ホームページに様式掲載）を添付すること。 (3) やむを得ない理由で、かごしま県市町村電子入札システムから入札参加申込をすることができない場合は、紙入札参加申請書（第5号様式）、入札参加申込書（第1号様式）及び現在施工中工事件名等通知書（第2号様式）を入札参加申込期限までに財政課契約検査室（本庁7階）まで持参にて提出し、承認を得ること。 (4) かごしま県市町村電子入札システムにて入札参加申込後、やむを得ない理由で電子入札をすることができない場合は、入札書提出締切日の前日までに紙入札参加申請書（第5号様式）を提出し、承認を得ること。 (5) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。 (6) 入札書を紙入札にて提出する際は、開札日の前日午後5時までに持参により財政課契約検査室（本庁7階）へ提出すること。 (7) 鹿屋市税の確認種類 （法人）法人市民税、法人固定資産税、特別徴収義務、軽自動車税等 （個人）市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、軽自動車税等 (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (9)本入札で予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。なお、再入札の入札締切日は、当初開札日の翌開庁日の正午とし、開札は同日の午後より実施する。 (10)再入札で予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再々入札を行うものとする。なお、再々入札の入札締切日は、再入札開札予定日の翌開庁日の正午とし、開札は同日の午後より実施する。 (11) その他、かごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約による。 (12)工期設定については、特記仕様書(Ⅱ工程-1契約工期)を確認のこと。